



訴 状

知的財産高等裁判所 御中

令和2年 4月24日

原告訴訟代理人 弁理士 実 広 信 哉



同所 同 弁理士 塩 尻 一 尋



同所 同 弁理士 浜 井 英 礼



当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

審決取消請求事件

訴訟物の価額	算定困難
貼用印紙額	1万3000円

請求の趣旨

- 1 特許庁が無効2017-800004号事件について令和2年3月17日にした審決のうち、「特許第5463378号の請求項2ないし4に係る発明についての審判請求は、成り立たない。」及び「審判費用は、請求人の負担とする。」との部分を取り消す。
 - 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- との判決を求める。

請求の原因

1 特許庁における手続の経緯

被告は、発明の名称を「核酸分解処理装置」とする特許第5463378号（平成24年3月19日出願、平成26年1月24日設定登録、以下「本件特許」という。）の特許権者である。

原告は、平成29年1月17日、被告を被請求人として、特許庁に対し、本件特許の請求項1～4に係る発明についての特許を無効にすることを求めて審判の請求をし、特許庁は上記請求を無効2017-800004号事件（以下、「本件審判」という。）として審理をした上、平成30年3月27日に「特許第5463378号の明細書及び特許請求の範囲を訂正請求書に添付された訂正明細書及び特許請求の範囲のとおり、訂正後の請求項〔1-4〕について訂正することを認める。本件審判の請求は、成り立たない。審判費用は、請求人の負担とする。」との審決（以下、「審決」という）をし、その謄本は、平成30年4月5日に原告に送達された。

そこで、被告は、平成30年5月2日、知的財産高等裁判所に対し、

「 1 特許庁が無効2017-800004号事件について平成30年3月27日にした審決を取り消す。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。」

を請求の趣旨とする審決取消訴訟を提起し、知的財産高等裁判所は、上記訴訟を平成30年（行ケ）第10064号 審決取消請求事件として審理をした上、平成31年2月28日に

「 1 特許庁が無効2017-800004号事件について、平成30年3月27日にした審決を取り消す。

2 訴訟費用は被告の負担とする。」

との判決をし、その謄本は、平成31年2月28日に原告に送達された。

その後、特許庁は、無効2017-800004号事件について更に審理をした上、令和2年3月17日に「特許第5463378号の明細書、特許請求の範囲を訂正請求書に添付された訂正明細書、訂正特許請求の範囲のとおり、訂正後の請求項〔1-4〕について訂正することを認める。特許第5463378号の請求項2ないし4に係る発明についての審判請求は、成り立たない。特許第5463378号の請求項1に係る発明についての審判請求を却下する。審判費用は、請求人の負担とする。」との審決をし、その謄本は、令和2年3月26日に原告に送達された。

2 審決の理由は、審決謄本記載のとおりであるが、その認定及び判断には誤りがあり、違法として取り消されるべきである。

3 審決の理由に対する認否及び取消事由は、追って準備書面で主張する。

添付書類

1 訴訟委任状	1 通
2 原告資格証明書	1 通 (追完)
3 被告資格証明書	1 通 (追完)
4 審決謄本	1 通

(別紙)

当事者目録

東京都中央区日本橋人形町1-9-2 富士ビル5F

原告 株式会社 ウイングターフ

代表者 代表取締役 羽柴 智彦

[送達場所] 〒100-6620

東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 グラントウキョウサウスタワー

志賀国際特許事務所

電話 03-5288-5811 / F A X 03-5288-5822

原告訴訟代理人 弁護士 実 広 信 哉 (主任)

同 弁護士 塩 尻 一 尋

同 弁護士 浜 井 英 礼

愛媛県新居浜市大生院2151-10

被告 株式会社 シーライブ

代表者 代表取締役 鈴木 康士